

# 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定 第2873800599号)

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

宍粟市社協いちのみや

(令和7年4月1日改定)

# ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	5
7. 緊急時の対応について .....	7
8. 苦情の受付について .....	7
9. この重要事項を説明した年月日 .....	8

当事業所はお客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

お客様が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- お客様の心身の状況やお客様とご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- お客様の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、お客様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## 居宅介護支援事業所重要事項説明書

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地
- (3) 電話番号 0790-72-2211  
0790-72-8787
- (4) 代表者氏名 会長 岸本 年生
- (5) 設立年月日 平成17年7月1日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 お客様からの依頼を受け、お客様の心身の状況や置かれている環境、お客様やお客様のご家族の希望等を勘案して、居宅介護サービス計画を作成します。また、その計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- (3) 事業所の名称 宍粟市社協 いちのみや  
平成17年7月1日指定 兵庫県2873800599号
- (4) 事業所の所在地 兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地
- (5) 電話番号 0790-72-2211  
0790-72-8787
- (6) 管理者氏名 岩田 江美
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. お客様が要介護状態となられた場合でも、残存能力を最大限に活用し可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助を行います。
  - 2. お客様の自己決定の尊重に努め、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスが提供されるよう配慮して行います。また、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
  - 3. 事業の実施に当たっては、宍粟市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的、継続性を尊重し、サービスの提供に努めます。
  - 4. 上記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的な取り扱い方針を遵守します。

(8) 開設年月日 平成17年7月1日

(9) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

地域福祉活動全般、配食サービス事業、ボランティア活動の総合推進、  
介護機材貸与事業、訪問介護事業、通所介護事業など

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 宍粟市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日 を除きます。
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供 時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時30分

### 4. 職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	職務の内容
1. 管理者	1人	介護支援専門員の管理及び本事業の利用申込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を行うと共に従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また、介護支援専門員として従事し、他の介護支援専門員に適切な助言・指導を行い、事業所内のケアマネジメント力の向上に努めます。
2. 主任介護支援専門員	2人以上	
3. 介護支援専門員	1人以上	要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス計画書を作成します。また、サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整を行います。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、お客様の利用料負担はありません。

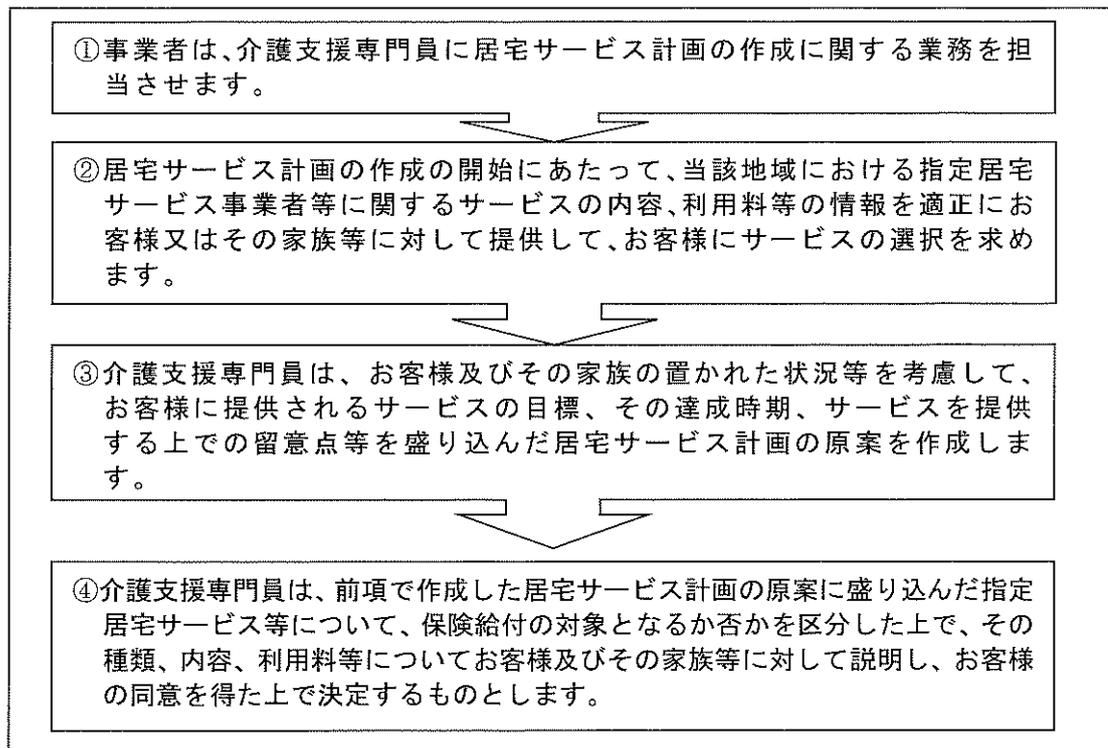
### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

#### <サービスの内容>

#### ① 居宅サービス計画の作成

お客様のご家庭を訪問して、お客様の心身の状況、置かれている環境等を把握（全社協方式を使用）したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>



#### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・お客様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、厚労省の標準課題項目に準じて最低月1回はお客様のご家庭を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行います。
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等を参考にして適正に実施します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・お客様の意思を踏まえて要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

お客様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はお客様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 他機関との各種会議等

- ・お客様等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療、介護関係事業所における個人情報の取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ・お客様等が参加して実施するものについて、上記に加えて、お客様の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、お客様の自己負担はありません。

ただし、お客様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(1) 居宅介護支援費〔厚生労働大臣の定める基準額〕

要介護 1、2	要介護 3～5
10,860 円	14,110 円

各種加算

初回加算	3,000 円	
入院時情報連携加算	(I) 2,500 円	(II) 2,000 円
退院・退所加算	4,500 円～9,000 円	
通院時情報連携加算	500 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	

## (2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、下記の交通費の実費をいただきます。宍粟市境からお客様のお宅までの片道距離を2倍し、1kmあたり本会の規定する金額を乗じて得た額とします。

## (3) 利用料金のお支払い方法

利用料、交通費などの費用は、お客様負担がある場合には、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

## ■事業者指定口座への振込み

ハリマ農業協同組合 本所

当座 0020572

口座名義 社会福祉法人

宍粟市社会福祉協議会 会長 岸本 年生

## ■お客様指定口座からの自動振替（記載金融機関に限る）

ゆうちょ銀行

淡陽信用組合 各支店

西兵庫信用金庫 各本支店

ハリマ農業協同組合 各本支所

兵庫西農業協同組合 各支店

◎金融機関への届け出が必要です。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

## (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

## (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

## ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、お客様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ② お客様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、お客様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 指定居宅サービス事業所等の紹介について

お客様は、介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

(4) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、お客様の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにお客様及びその家族等に連絡いたします。

(5) お客様入院時の依頼

医療機関へ入院された場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行に向けた支援等の為に、担当する介護支援専門員の氏名等をお伝えください。なお、担当の介護支援専門員へも、入院された医療機関名をお伝え下さい。

(6) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 感染症の予防並びにまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防並びにまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防並びにまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防並びにまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(8) 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとと

もに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 7. 緊急時の対応について

(1) 24時間連絡可能な体制を整えています。

① 月～金 8時30分～17時30分 (営業日に準じる)	0790-72-2211 又は、72-8787
② 月～金 17時30分～翌日8時30分 土・日 終日 (営業日・時間外において全て)	0790-72-2211 又は、72-8787 数コールのち転送となり 対応いたします。

① ②いずれも 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ が担当します。

担当者が不在の場合は、他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合では必要な対応を行います。

## 8. 苦情の受付について (契約書第17条参照)

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたらつぎの窓口まで遠慮なくお申し出ください。

宍粟市社会福祉協議会 事務局長 中村 司 介護福祉課 課長 波多野 好則	兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地 電 話 0790-72-2211・8787 F A X 0790-72-8788 e-mail shakyo@shiso-wel.or.jp 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時30分まで
--	--

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

宍粟市役所 健康福祉部 福祉相談課 (地域包括支援係)	兵庫県宍粟市山崎町今宿5-15 電 話 0790-63-3167 F A X 0790-63-3175 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分まで
宍粟市役所 健康福祉部 一宮保健福祉課 (介護保険担当)	兵庫県宍粟市一宮町安積1347-3 電 話 0790-72-2100 F A X 0790-72-2110 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分まで



事業者 所在地 兵庫県宍粟市一宮町閏賀300番地  
名称 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会  
代表者 会長 岸 本 年 生

説明者 所 属 宍粟市社協 いちのみや  
介護支援専門員

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

お客様 住 所  
氏 名

代理人 住 所  
氏 名

署名代行者 住 所  
氏 名

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、お客様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① お客様に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、お客様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ② お客様が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他お客様から申し出があった場合には、お客様に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
  - ③ 業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たお客様及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- サービス担当者会議など、お客様に係る他の介護予防サービス事業者等

との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、お客様又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からお客様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにお客様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① お客様が死亡した場合
- ② 介護認定又は要支援認定によりお客様の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ④ 業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ お客様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) お客様からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、お客様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合